



# 今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

## さわやかサロン

日時：7月7日(木) 13時30分～  
内容：**みんなで手わやく**  
短冊に願いを込めて…  
七夕飾りを作ってみませんか？

## ペン習字(いきいき)教室

日時：7月15日(金) 13時30分～  
内容：「**鳥取県中央書道連盟**  
**会員作品展**」見学  
倉吉博物館まで出かけます。  
普段、目にする機会の少ない本物の作品を鑑賞します。  
作品づくりの参考に！  
参加ご希望の方は前日までに、さわやか人権文化センターまでご連絡ください。



## みんなの楽級 がっきゅう

日時：7月17日(日) 9時30分～  
内容：**作品づくり**  
**クラフトバンドでつくるバッグ**  
参加費：300円程度  
クラフトバンドで可愛いバッグをつくりませんか。自分オリジナルなバッグが作れます。  
申込締切：7月12日(火)  
さわやか人権文化センターまで

## 手話教室

日時：7月19日(火) 19時30分～  
持ち物：**筆記用具**  
「手話で簡単な日常会話、子どもから大人まで楽しく学びましょう。」



事業は、感染症対策を充分行ったうえで開催いたします。

## 倉吉市人権教育研究会 会員募集中

身近な人権課題に学び実践化につなげましょう。  
年会費 1,000円 ※入会特典があります。  
申し込み方法：会費を添えて右記へお申し込みください。  
(随時受付しています。)

申し込み先：  
○さわやか人権文化センター ☎28-2017  
○倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内) ☎22-8130/fax23-9100  
○倉吉市人権文化センター ☎22-4768  
○やまびこ人権文化センター ☎28-4265  
○はばたき人権文化センター ☎22-0232  
○あたごふれあい人権文化センター ☎28-5440

## 困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課  
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130  
電話 28-2017

さわやか人権文化センターだより

# さわやか

2022年7月1日発行 No.333  
〔発行所〕さわやか人権文化センター  
〔所在地〕〒682-0602  
倉吉市上米積 1074-1  
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017  
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

# 決意新たに 地区学習会スタート！

高城地区学習会開会式が6月6日、久米中学校地区学習会開講式が6月8日に行われ、今年度の学習会が始まりました。

学校、保護者、地域、関係機関の方が見守るなか、児童、生徒の皆さんが、今年目標を一人ひとりがはっきりと発表し、小学1年生は大きい声で自分の名前を発表しました。会に出席した方から多くの励ましのこぼれをもらい、とても良い励みになりました。

## 中学生の地区学習会開講式



中学生の発表では、「小学校の時より深く学びたい」「学習会で習ったことを学校生活で実践したい」との決意を表していたことが印象的でした。久米中学校の学習会では希望者も一緒に学習することができ、今年度も2人の希望者が参加しています。「学習会で人権について深く学び、自分に何ができるか考えていきたい」と話す姿に、これから一緒に差別と闘う仲間としての気持ちが込められていました。人権を学ぶ仲間のリーダーとしての活躍に期待が膨らむ発表でした。

## 夢、目標に向かって

学習会は、家族、学校、地域などたくさんの人に支えられて行われています。今、何のためにがんばるのかを考え、学習会でいろいろな人とつながりながら、自分で立てた目標に向かい、有言実行をめざして進んでほしいと思います。

## 小学生の地区学習会開会式



小学生では、「学習会で習ったことを正しく理解したい」「下学年をまとめてリードする」「自分でやるべき事を考えて行動する」「友だちを大切に、困っている人がいたら助けたい」「人権学習活動でいろいろな事を知りたい」「人権フェスティバルで堂々と発表できるよう頑張りたい」「あいさつを進んでする」「人の言うことはしっかりと聞く」など、昨年の自分を振り返り、新たな気持ちで今年度の学習会で頑張りたいことを心を込めて発表する姿が印象的でした。



# 7月10日(日)~8月9日(火)「部落解放月間」です。

部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された1969（昭和44）年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の1970（昭和45）年に制定しました。それ以降、学校や地域、職場での同和教育の取り組み、積極的な行政施策、そして差別された当事者の声・立ち上がりがあって、広く市民の人権意識は向上しています。

しかし、まだまだ人権侵害や差別は存在しています。部落差別をはじめ障がい者や性的少数者ほか、様々な社会的弱者への人権侵害が起こっています。さらに、新型コロナウイルス感染症流行拡大に伴う感染者や関係者への攻撃のように、社会の不安要素が大きくなると人権侵害が多発しています。

**今でも部落差別ってあるの？昔の話、歴史の話？わたしには関係がないのでは？部落問題は部落の問題だから、「差別意識はないから学習しなくてもよい」のか？**

**最近、このような声をよく聞きます。本当に「部落差別は昔の話で今はない」のでしょうか。**

差別は「差別される存在」によって引き起こされるものではありません。【偏見】や先入観にとらわれてしまう人間の心理により起こります。女性にしても、障害をもつ人にしても、その人たちの何を「マイナス」とみなすかは、その人たち自身が決めているわけではないのです。

ただし、このことをもって、差別問題の「問題」は、「差別する側」だけにあるとしてしまうと、肝心なことが見過ごされてしまいます。それは「わたしは差別なんかしない、だからわたしには差別問題は関係ない」という、多くの人が陥りがちな思い込みです。

あなたが部落の人と今は出会っていないとしても、今後どこかで会うことになるかもしれません。ひょっとすると、すでに出会っているのに気づいていないという可能性もあります。また、もし部落に対する偏見や差別感情をあらわにする人に出会ったら、その誤りを指摘する自信はありますか？差別は人と人との対等な関係性を阻みます。これを否定するには、その根拠となる偏見や先入観を突く必要があります。

そのために問題の本質を正しく理解しておくことはとても大切なことなのです。このことは、わたしたちが暮らしている社会をどのようなものにしたいのか、ということに密接に関係しています。

ひいては社会全体の問題として差別について考えていくことが、差別の解消につながるのです。

差別の芽は日常生活のそこかしこにあります。意識できていないだけで、ひょっとするとあなた自身の中にもあるかもしれません。

（ふらっと人権情報ネットワークより）



## 日々の生活の中で起こっていること・・・

『2017年度鳥取県内の被差別体験聞き取り』（被差別体験117件掲載）より

### 結婚に際しての差別

娘が、部落外の方とお付き合いをし、3年がたちます。結婚のお話が出たとき、被差別部落出身ということであつらい思いをするのではないかと心配です。彼はとてもいい人ですが、もし、家族の方がどう思われるかと・・・。

部落出身であるかどうかを気にする、気にしなければならぬこの状況がいつになったら、変わるのでしょうか。心配です。

交際中に地区出身ということ彼女に伝え、結婚を前提に交際。子どもができ、結婚の申し込みをしたが、彼女の父が無理やり彼女を産婦人科に連れて行き、子どもを亡きものにした。後に、父親が、墮胎証明書の父親欄に印を押せと会社に言って来た。「なぜ、自分の子を殺す印が押せるのか」と拒否。

彼女とは縁がなかったとあきらめられるが、なぜ、勝手に自分の子どもをおろさせたのか、くやしくて・・・。自分と同じ思いを地区の子にさせたくないと泣きあかした。彼は現在、同和問題を理解する別の女性と結婚したが、心の傷は一生癒えないと言う。

### 『ふるさとを誇りたい』～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～

『ふるさと』

”ふるさと”をかくすことを父はけもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ縊死(いし)した友がいた

ふるさとを告白し許婚者(いいなずけ)に去られた友がいた

吾子(あこ)よ お前には胸張ってふるさとを名のらせたい

瞳をあげ何のためらいもなく”これが私のふるさとです”

と名のらせたい



丸岡忠雄 詩集「ふるさと」より

丸岡忠雄さんは、山口県光市出身の有名な詩人です。この詩は、丸岡さんが、長男誕生の日に被差別部落に生きる父の願いをこめて詠んだものです。

「ふるさとは遠きにありても…」いくら遠くに離れていようとも、なつかしく、そして誇りを持って自慢したいと、誰もが思うのが、ふるさとです。

しかしながら、自分のふるさとを名のすることで、不当に差別され、傷つき、悲しい思いをする人がいます。生まれ育った場所を理由に、交際や結婚を反対されたり、就職に不利になったりすることが未だに起こっています。これが現実であり、これが部落差別問題（同和問題）です。

### 差別する側も不幸になる

部落問題に対する「自分には関係ない」「関わりたくない」という意識は、差別に出あったとき、差別を見逃すだけではなく、ときには差別行為(差別する側)へとつながるのです。差別は人を深く傷付けます。差別する側も不幸になります。

これは部落差別に限らず、正しい知識や情報を知ること、社会の不合理や不当性を見抜くことができます。間違った知識や差別・偏見からは、誰もが住みよい社会を築くことはできません。日ごろから、異なる環境や立場にいる人のことをきちんと理解しようと意識することが、互いの人権を尊重することにつながります。このことは、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ(LGBTQ)、などの少数派の人々の人権問題にも通じることです。